議案第１号別冊

令和８年第６回湧別町教育委員会定例会議

議案説明資料

議案第１号　施設整備計画の事後評価について

湧別町教育委員会

学校施設環境改善交付金交付要綱

〔平成 23 年４月１日　23 文科施第３号
文部科学大臣裁定〕

（最終改正　令和８年４月 13 日　８文科施第 49 号）

第１　通則

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 12 条第１項の規定に基づく交付金の交付に関しては、法、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和 33 年文部省令第 21 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他関係法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２　定義

１　学校施設環境改善交付金

地方公共団体が作成した法第 12 条第２項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第１項の規定により国が交付する交付金をいう。

２　交付対象事業

施設整備計画に基づき実施される別表１又は別表２に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第３　施設整備計画

１　地方公共団体は学校施設環境改善交付金の交付を受けようとするときは、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（平成 18 年文部科学省告示第 61 号）及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画（平成 18 年文部科学省告示第 62 号）に基づき、次に掲げる事項を記載した施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して、文部科学大臣）に提出しなければならない。

・施設整備計画の目標
・交付対象事業の事業区分
・計画期間
・施設整備計画の名称
・施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項
・交付対象事業に係る学校等の名称
・交付対象事業ごとの整備面積
・交付対象事業ごとの概算事業費
・交付対象事業に係る学校等についての整備方針
・その他必要な事項

２　前項の規定は、施設整備計画を変更する場合に準用する。

第４　交付対象者

学校施設環境改善交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。

第５　交付期間

学校施設環境改善交付金を交付する期間は、施設整備計画に記載された交付対象事業が学校施設環境改善交付金を受けて実施される年度から当該施設整備計画の終了する年度までとする。

第６　交付金額の算定

１　地方公共団体ごとの交付

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体ごとに交付するものとする。

２　年度単位の交付

複数年度にわたる施設整備計画に係る学校施設環境改善交付金の交付については、施設整備計画に記載された個々の事業の着工時期に応じ、年度ごとに交付するものとする。

３　算定方法

学校施設環境改善交付金は、施設整備計画に記載された事業（交付対象事業に限る。）につき、別表１又は別表２に定める算定方法により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額とを比較して少ない方の額の総和に事務費を加え

た額を予算の範囲内で交付することとし、具体的には次の式により算定するものとする。

$$A = \left\{ (a_1 \text{又は} b_1) + (a_2 \text{又は} b_2) + (a_3 \text{又は} b_3) \quad \cdots \right\} + \text{事務費}$$

単年度における交付限度額・・・A
交付対象経費・・・a（別表１又は別表２により事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額）とｂ（事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額）とを比較して少ない方の額の総和

4　学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒１人当たりの基準面積等
別表１又は別表２の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の学級数に応ずる必要面積及び児童又は生徒１人当たりの基準面積その他建物の基準面積については、公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目（平成 18 年７月 13 日付け 18 文科施第 188 号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）によるものとする。

5　１平方メートル当たりの建築単価等
別表１又は別表２の定めるところにより配分基礎額を算定する場合の１平方メートル当たりの建築の単価等は別途通知する。

6　経費の種目
別表１及び別表２に定める対象となる経費は、その種目が本工事費及び附帯工事費（買収その他これに準ずる方法による取得の場合にあっては買収費とする。）であるものとする。

7　事務費（第８に定める事務費を除く。）
事務費は算定した交付対象経費に 100 分の１を乗じて算定する。

第７　財産の管理等

1　地方公共団体は、事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2　文部科学大臣は、地方公共団体が取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

3　地方公共団体は、屋内運動場の空調設備整備事業に係る事業完了後において、当該事業に係る学校が避難所指定校でなくなったときは、取得財産等の残存価額に事業に係る国の補助率を乗じて得た金額を国に納付するものとする。ただし、文部科学大臣が特に認める場合にあっては、この限りでない。

第８　都道府県への事務費の交付
都道府県の教育委員会が交付の実施に関する事務を行うために必要な経費については、法第 10 条の規定を準用する。

第９　施設整備計画の事後評価

1　地方公共団体は、計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村にあっては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

2　文部科学大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

第 10　その他
この要綱に定めるもののほか、学校施設環境改善交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

附　則
この要綱の規定は、平成 23 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 22 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 23 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附　則（平成 24 年４月６日）
この要綱の規定は、平成 24 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 23 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 24 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附　則（平成 25 年２月 26 日）
この要綱の規定は、平成 24 年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 24 年度東日本大震災復興特別会計予備費（平成 24 年 11 月 30 日閣議決定）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附　則（平成 25 年５月 15 日）
この要綱の規定は、平成 25 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 24 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 25 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附　則（平成 26 年４月１日）
この要綱の規定は、平成 26 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 25 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 26 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附　則（平成 27 年４月 10 日）
この要綱の規定は、平成 27 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 26 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 27 年度以降の年度に繰り越されたものについては、別表１の９の項を除き、なお、従前の例による。

附　則（平成 28 年４月１日）
この要綱の規定は、平成 28 年４月１日から適用する。

附　則（平成 28 年 10 月 31 日）
この要綱の規定は、平成 28 年度補正予算（第２号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 28 年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附　則（平成 29 年４月１日）
この要綱の規定は、平成 29 年４月１日から適用する。ただし、別表１の 22 及び 23 の項に係る規定については、平成 28 年度以前の年度の予算に係る国の交付金において共同調理場として交付を受けた事業に引き続く当該共同調理場に係る事業に対する平成 29 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付は、なお、従前の例による。

附　則（平成 30 年４月１日）
この要綱の規定は、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年４月 25 日）
この要綱の規定は、平成 31 年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、平成 30 年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成 31 年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

附　則（令和２年１月 17 日）
この要綱の規定は、令和元年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附　則（令和２年４月１日）
１　この要綱の規定は、次項に定めるものを除き、令和２年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。
２　別表１の 29 の項に係る規定は、令和元年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和元年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお、従前の例による。

附　則（令和３年２月５日）
この要綱の規定は、令和２年度補正予算（第３号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和２年度補正予算（第１号）以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和３年４月９日）

この要綱の規定は、令和３年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和２年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和３年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附　則（令和４年４月１日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和４年４月１日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和４年３月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附　則（令和４年６月 17 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和４年６月 17 日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和４年６月 16 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附　則（令和４年 12 月２日）

この要綱の規定は、令和４年度補正予算（第２号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和４年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月１日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和５年４月１日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和５年３月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附　則（令和５年 11 月 29 日）

この要綱の規定は、令和５年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和５年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月 29 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和６年４月１日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和６年３月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年 12 月 27 日）

この要綱の規定は、令和６年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和６年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和７年４月１日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和７年４月１日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和７年３月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

附　則（令和７年 12 月 19 日）

この要綱の規定は、令和７年度補正予算（第１号）以降の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和７年度当初予算以前の予算に係る国の交付金の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月 13 日）

この要綱の規定は、交付の決定の日が令和８年４月１日以降であるものに適用し、交付の決定の日が令和８年３月 31 日以前であるものについては、なお従前の例による。

（様式１）

湧 教 総 第 949 号

令 和 7 年 10 月 20 日

文部科学大臣　様

北海道紋別郡湧別町長　刈田　智之

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第１２条第４項に基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

１．施設整備計画の名称

湧別町公立学校等施設整備計画

２．計画期間

令和７年度（１年間）

（担当）

湧別町教育委員会教育総務課　大西　久践

住所：北海道紋別郡湧別町栄町219番地の1

電話：01586-5-3143

（様式2）

3. 施設整備計画の目標

（1） 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

（2） 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、避難所機能を強化し耐災害性の向上のため空気調和設備を整備する。

（3） 教室不足の解消等を図る整備

（4） 教育環境の質的な向上を図る整備

（5） 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		校
義務教育学校		3 校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		50 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	15 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年3月30日
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年4月10日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。
なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

湧別町公立学校整備計画に対する事後評価については、教育委員会内部で事業の成果を検証し町ホームページ等で公表する。

（様式3）

6．施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項（学校ごと）

学校等の名称	目標	整備方針				事業全体の整備面積等【負担金事業を含む】		事業全体の概算工事費【負担金事業を含む】		事業実施年度（予定）	備考
		事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間（契約～完成）	（㎡、箇所等）	うち、補助対象面積等	（千円）	うち、対象内実工事費（千円）		
ゆうべつ学園	(2)	空調設備整備事業	屋	－	R7.12～R8.3	1	1	8,276	8,276	令和7年度	
上湧別学園	(2)	空調設備整備事業	屋	－	R7.12～R8.3	1	1	9,524	9,524	令和7年度	
芭露学園	(2)	空調設備整備事業	屋	－	R7.12～R8.3	1	1	7,200	7,200	令和7年度	
計											
(参考)負担金事業											